東京都公安委員会告示第 2216 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の４第６項により弁明の機会を付与するので、同条第７項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 11 月 26 日

東京都公安委員会

記

1　弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

2　弁明書の提出先

江東区有明三丁目７番26号　有明フロンティアビルＢ棟

警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センター違反金管理係

3　弁明書の提出期限

令和 8 年 12 月 24 日

4　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第51条の４第６項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

株式会社大輝工務店	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-111-261006-426185）
ＣＯＮＮＥＣＴ　ＥＸＰＲＥＳＳ　株式会社	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-113-261021-419510）
新井　慎一	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-217-261102-402459）
スズメサイクルズ　代表者　佐野　圭	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-438-261106-435639）
川島　拓也	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-439-261029-201326）
中村　孝明	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-552-260829-204076）
深川　翔太	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-773-261102-206742）